



家族による介護に対して給与を支給 —スウェーデン（上）—

スウェーデンでは、高齢者のほとんどが夫婦あるいは独居世帯であり、子どもと暮らしている人は2～3%にすぎない。にもかかわらず、高齢者の9割が自宅で暮らす。65～74歳ではほぼ全員が自宅で暮らし、年齢が高くなるにつれ施設等に入るが、90歳以上でも自宅で暮らす高齢者は半数超える。以前はスウェーデンでも要介護状態になると施設や病院に入ることが多かったが、近年では在宅ケアが拡大した。自分の家で普通の自立した日常生活をできるだけ長く送れるようにすることが、地域における高齢者・障害者施策の目標とされて、高齢者が自立して生活できるよう交通サービス、食事宅配、住宅改造などのサービスが自治体から受けられる。また、介護が必要になると、ホームヘルプをはじめさまざまな在宅介護サービスが利用できるほか家族が介護をすることも多い。さらに病気になった場合も訪問看護・訪問医療が充実しており、在宅での終末期ケアも一般化しつつある。

子どもと同居している高齢者はほとんどいないため、

家族介護者もほぼ高齢の配偶者である。しかし、子ども達も比較的近くに住んでおり、頻繁に会うほか、介護も手伝っている。国の調査によると、高齢者の64%は最低週に1回は子どもと会い、14%は毎日会うと回答している。家族・親族による介護に対して給与が支払われる「親族雇用」という制度がある。自治体（コミュン）がその家族・親族を雇用し、給与が支払われるという仕組みである。ただし、家族側から雇用を要求する権利はなく、あくまでもコミュンが雇用する家族・親族を決定する。さらに1991年の改正後は親族のみならず、友人など身近な人でも認められるようになった。

このほか、重度の要介護状態や重病の親族のために休職する場合には病気休暇と同額の手当てが雇用保障から支給される。さらに親族を看取るために介護する場合は、看取るまでに休職した期間の給与の8割が医療保険から給付される。

（株）日本総合研究所 主任研究員 長谷川有紀子